

市長の挨拶後、委員会次第に沿って会議が開催された。

( 1 ) 委員長互選について

委員改選後、初めての委員会であることから委員長の互選を行った。倉橋委員が委員長に推薦され、異議無なく了承された。

〔委員長挨拶〕

協議事項

( 2 ) 抽出事案の審議について

ア 流山市立向小金小学校校舎耐震補強及びトイレ改造工事（建築工事）

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

委員

説明の中で公告文 8 の 1 に、平成 19 ・ 20 年度有資格者名簿に登載されていることとあるが、名簿には何社位が登録しているのか。

事務局

業種の種類として建設工事、委託、物品等と分かれているが、重複して申請している業者もあるので全体では約 3 千社程あると思う。また、建設業だけで 1 千社程度の登録がされている。その中で建築一式とか土木一式の項目に分かれている。

委員

今回の入札価格に差があるが、調査基準価格は公表されているのか。

事務局

調査基準価格は、事前に公表している。調査基準価格を 1 円でも下回った場合には、低入札価格調査委員会という市の内部委員会を開催し、事業者からの聞き取り調査を実施することとなっているが、今回の場合は調査基準価格と同額であるため調査は実施していない。他市の例では最

低制限価格を設定している場合がある。最低制限価格の場合は1円でもその額を下回った場合は失格となる。当市では調査基準価格で2社、3社と入札される場合があるが、その場合はくじ引きにより落札者を決定する。本件は、1社だけであったことから落札者と決定した。

委員

この入札金額の差は、市としてどうして出てきたと考えているのか。

事務局

低い金額で入札する理由は、資材を他社より安く調達できることや、この期間の手持ち工事が少なく従業員の労働力が比較的的空いていることから、利潤を少なくしても工事を請負いたいと考えているのではないかと。

委員

同様であるがAランクは何社位あり、この入札に参加した7社となっているのか。

事務局

Aランクの業者はもっと多いが、他に柏市と流山市に営業所を有するという条件と特定建設業の条件を付け募集を行った。この要件に全て合致する業者は全部で18社あり、その中から申請で7社が名乗りを上げた。

委員長

共同企業体を外したことについては何か理由があるのか。

事務局

共同企業体で発注するかどうかは、入札審査会で条件を決定する。逆に共同企業体で発注する場合はその審査会で決定するが、この条件の中でそのような意見がでなかったため今回は単体の発注である。通常は単体での発注が一般的である。共同企業体での発注はかなり大きな工事で行われるが、この工事は設計額が1億2千万円であることから技術を結

集して行う工事ではないとの判断があった。なお、共同企業体として発注する目的として市内業者の技術向上がある。共同企業体で発注する場合には、従たる方に市内事業者を入れるよう求めている。今回はそこまでの工事ではなかったものである。

委員長

価格のばらつきが見られる。資材費の方は積算資料がありそれにより単価が出てくることが多いが、労働関係費が違ってくることがあるのか。

事務局

労働力の下請けの賃金等に影響する場合がある。下請け賃金に関して労働基準法は勿論のこと、一定の額を下回らないよう指導をしている。

委員長

昨年秋頃から景気対策として学校の耐震補強工事が言われているが、このような工事は今後も多くなるのか。

工事担当課

流山市は学校関係の校舎の耐震補強工事を平成22年度までに終了する。23年度以降に残った体育館を実施していく。ここ1、2年で15億円前後の事業費になると考えている。

#### イ 流山市汚泥再生処理センター建設工事

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

委員

総合評価一般競争入札簡易型は、今後もこの方法による入札は何回か出てくるものか。

事務局

今回の汚泥再処理センターについては、高度の技術を有して建設する

施設であり、通常の価格だけの入札方式では良いものはできないとの観点から進めたものである。今後については、このような特殊な施設で高度な技術力を必要とするものには、総合評価という形で出てくる可能性がある。

もうひとつは、管財課で主管している市町村特別簡易型という方式で、通常の工事の中で価格だけではなく、今までの工事成績等の定量化された既にある点数等で評価する方式により現在試行中であり、来年度10月以降に本格導入を検討している。高度な提案を求める案件については、その都度となっている状況であるが、次の案件は決定していない。

#### 委員

総合点数の算出の中で、一般要求事項についてはそれ程変わらないような気がするが、具体的に一般要求事項、特定要求事項の違いは何か。

#### 工事担当課

一般要求事項は、施設を造る際の最低限必要なレベルであり、機械や設備に関すること、水処理に関すること等の施設に求める最低限の事項、機能できる項目を求めることである。

特定要求事項は、「汚泥・剪定枝等の適正な資源化に関する事項」、「使用エネルギーの削減に関する事項」、「環境保全対策、環境負荷の削減に関する事項」、「景観等、周辺環境との調和に関する事項」、「維持管理コストの削減に関する事項」の5項目を流山市独自に特別にそれぞれの提案者へ課したものである。

#### 委員長

下水処理の汚泥をうまく使うということが考えられ、最近ではメタンガスを使うことがあるようだが、バイオマスには取組んだのか。

#### 工事担当課

メタンガスを発酵させて使用したり、バイオマスの有効利用する方法がある。この施設を建設するにあたり、平成17年に流山市廃棄物審議会に諮り、流山市に一番適しているものは何かを検討していただき、有機性廃棄物である剪定枝を発酵させて、堆肥にするものが一番良いであ

ろうという結論を得た。メタンガス等については、牛糞等を集めることが必要となるため、都市型の形態である本市では難しいとの結論であったことから、最終的には剪定枝のバイオ化となったものである。

#### ウ 災害用井戸設置工事

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

#### 委員長

入札の状況を見ると、入札金額が非常に接近しているが、このようなことは一般的によくあることなのか。

#### 事務局

応札額の予想は付きにくいですが、入札金額が分散するのが一般的であると思う。今回は予定価格と同額が2社、99.6%が1社あった。このことから、この工事にはそれ程乗り気ではなかったと推測される。その中で、1社だけは受注意欲が強く90.6%であったのではないかと。あまり生じないケースではあるが、結果としてこのような状況となった。

#### エ 盛土造成工事（H19-3）に伴う附帯工事

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

#### 委員

以前にも問題となったが1億1千5百万円で本工事をした時点で、今回の随意契約の工事を発注することが予想できなかったのか。

#### 工事担当課

山林にある通常の木や竹を切り造成工事を行うが、その下にある根がどの程度あるのか、どの程度密集しているのかは把握できない。本体工事を行う時には把握することができない状況である。

## 委員長

区画整理事業を実施している時に、竹の根っこが予想した以上にあったということと思うが、長年のデータからある程度予想ができるものではないのか。

## 工事担当課

根があることは認識しているが、量についての予測は難しい。

造成工事は竹林ばかりではなく、今までは水田の埋め立てを行ってきたが、最近高台の部分の山林を含めた造成に入ってきた。そこで想定外の根が出てしまい、そこで処分することができないため工事を別途発注して処分をした。

## 委員

説明は理解するが、そう言いながらも区画整理事業の中で行っているものであることから、本体工事に含まれているのではないか。工事費が1,879万円で本体工事全体1億1千5百万円の1割であることから、もっと前の段階で本体工事に含めることができたかもしれないし、現に本体工事に含んでいるのではないか。契約の過程はどうであったのか。

## 工事担当課

当初本体工事においてある程度の根の量は見込んでいたが、それを上回る量が発生した。

## 委員

しかし、予測できないことはないのではないか。

## 工事担当課

細かく事前調査を行えばできないことではないと思う。今回は、切山の量とか高さを出して調査をしたが、根の量まで詳細に調査することができなかつたため、なかなか事前に把握することができなかつた。

## 委員

最初の見積りにより契約をする段階で、委員長の指摘する事項まで予測して本契約に含まれていることから、その契約の中でやりなさいということではないのか。

委員長

請負というものは、基本的に完成していくらというものである。

委員

そのところが予測できないので、やむを得ないということであるのか。

工事担当課

発生したことは工事の範疇であるが、予想外のことであり処分費に相当の費用がかかるため、本体工事の範囲とすることができなかった。

当然物を作る場合にはあるが、土を削って造成を行い木等を搬出し処分地へ運ぶ量については、本体工事の範疇の設計額は超えていた。

委員長

竹林の面積は区画整理地内全体のどれくらいなのか。

工事担当課

それほど量ではないが、西平井・鱈ヶ崎地区区画整理区域の3分の1は水田である。残りの3分の2位が高台で山林や竹林であるが、竹林は10%以内である。

委員長

それで金額ベースで10%を超えているのは多いのではないか。

工事担当課

本区画整理地区全体を対象としているのではなく、毎年その中の一部について計画的に造成工事を行う。全体では、本区画整理地区区域面積は52haあるが平成19年度には3haの造成工事を行った。その中に一部竹林等があり、工区ごとに実施している。

委員

請負金額は業者から提示されたものを、市としてどのように検証したのか。

工事担当課

契約金額は本体工事と合算で積算し、本体工事から増えた部分に対するの見積りを精査した。

委員

きちんと精査して契約していれば良いことである。

委員長

この委員会としては、特に随意契約の透明性の確保をして貰えば良い。

工事担当課

随意契約については他の委託契約と同様に、市のホームページで公表をしている。

委員長

どのような理由で随意契約としたか等の内容を市民に説明できるように委員会として願います。

### ( 3 ) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

#### 〔 事 務 局 説 明 〕

委員

経済不況の時代によるものか、入札金額が調査基準価格に近づいているように思う。

事務局



公共工事の件数が全体的に減っていることもあると思うが、全体的な落札率が低下傾向にある。その中で、どうしても受注したい工事については、低入札価格調査委員会や審査にかかることを覚悟した金額で入札することがあるようだ。低入札価格調査委員会の中では、その会社の経営状況等を勘案し失格とすることもあるが、そのような状況がなく積算内訳等を拝見し安全面の配慮等を考慮している。市としては低価格であることは有難いと的一面もあることから、安全な工事が実施できる業者と判断できれば落札者と決定している。以前は低入札案件が年に2・3件であったが、今年度は少し増加している。過去には失格とした案件が数件ある。

委員長

工事の履行を確保するうえで、入札ボンドとか履行保証等の保険の体制はどうなっているのか。昔は工事完成保証人があった。

事務局

履行ボンドは実施していない。履行保証証券については、工事契約金額の10%の保証を設定し東日本等の証券を提出して頂いている。

また、証券ではなく現金でお預かりする場合もある。ただ、低入札価格での落札案件については、通常と異なることから30%まで頂戴することとしている。

委員長

それだけの保証をしているため大丈夫という認識か。

事務局

そのように考えている。

(4) 次回審議事案の抽出について

委員長

次回の委員会の審議案件として、一般競争入札については、低入札価

格案件であり請負金額が大きいので「第2庁舎建替工事」としたい。

指名競争入札案件については、「運動公園テニスコート改修工事」とし、随意契約案件については、「西深井調整池擁壁補修工事」としたいがどうか。

〔全 員 了 承〕

(5) その他

(ア) 電子入札の導入状況及び総合評価特別簡易型競争入札について

〔事務局説明〕

委員長

特に質問が無ければ、以上で委員会を終了する。